

✔ 2015年12月からストレスチェックが義務化されます

ストレスチェックの準備は万全ですか？

労働者のメンタルヘルス不調の予防を目的として、従業員数50人以上のすべての事業場に「ストレスチェック」の実施を義務化する「改正労働安全衛生法」が2014年6月25日に公布され、2015年12月1日に施行されます。

ストレスチェック制度の概要

企業がストレスチェックを実施するにあたり、行わなければならないポイントは大きく分けて3つあります。

✔ ストレスチェック

常時使用する労働者に対して、年1回以上ストレスチェックの実施、結果の通知、保管を行う。


✔ 面接指導

高ストレス者として面接指導が必要と評価された労働者から申出があった場合は、医師による面接指導を行う。

✔ 集団分析

職場の一定規模の集団(部、課など)ごとのストレス状況を分析し、その結果を踏まえて職場環境を改善する。

※当面は努力義務になります。

	ストレス チェックの実施	面接指導の 実施	集団分析の 実施
50人以上 の事業場 	義務 ストレスチェック設問数も選択可 国の標準 57問 最低ライン 23問		努力義務
50人未満 の事業場		努力義務	

ストレスチェック実施に伴い企業が行うべき準備

企業がストレスチェックを実施するにはいくつかの工程を踏む必要があります。

法制度の理解や、医師の確保といった業務はもちろん、

「企業」「社員」「実施者(医師等)」それぞれが連携しなければならない業務も多くあります。

ストレスチェック実施業務プロセス

	① 法制度の理解	② 実施体制整備	③ 実施・診断	④ 面接指導	⑤ 集団分析
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 最新の法改正情報を収集し、目的・流れを理解 法改正内容と自社業務への影響範囲を理解 	<ul style="list-style-type: none"> 実施者となる医師を探して依頼 衛生委員会で実施ルールなどの11項目を決議 就業規則の改定・届出 経営者に方針表明内容の承認を取り、全社に公表 労働者へ周知する文書やポスターを作成し、提供 システムの開始に必要な設定を行う システム稼働テストの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ストレスチェックの開始案内 ストレスチェックを受検させ、結果を個人へ通知 未受診者に対して受検を勧奨 ストレスチェックの実施終了を通知 	<ul style="list-style-type: none"> 高ストレス者に面接指導の受付を案内 ストレスチェック結果の開示同意を取得 高ストレス者で面接指導を申し出ない者へ勧奨 判定結果や面接依頼の書面を作成 面接医師の予約 面接医師より意見書を取得・保管 関係者を集め、意見書を元に事後措置を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 集団分析資料から傾向や課題を分析 経営者と衛生委員会へ報告し、改善策を検討 職場環境改善の研修(セルフケアやラインケア)の実施 ストレスチェック実施報告書を作成し、実施者のサインをもらう 労働基準監督署へストレスチェック実施報告書を提出 ストレスチェック結果・面接指導の意見書等を5年間保存
対応時の課題	<ul style="list-style-type: none"> どこから情報を収集すれば良いかわからない 自社への影響の程度がわからない 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生委員会の決議など実施前に何を決めなければならないのか分からない。 実施準備の手順、必要な書類が分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> ストレスチェックを紙で行うのは手間と時間がかかる。 セキュリティの確保が大変。 	<ul style="list-style-type: none"> 高ストレス者へ適切なフォローの仕組みがない。 面接指導の手続きや必要な書類が分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような分析資料を作成・活用したらいいのか分からない。 報告書に何を記載したらいいのか分からない。

どのプロセスにも「**分からないこと**」が多く、不安を消しさせることは容易ではありません。
 ストレスチェック実施業務への具体的な対策が必要です。



ストレスチェック実施の具体策



法制度の理解

制度導入に必要な業務内容・対応方法の知識が必要



業務手順の確立

企業・社員・実施者が役割に応じて連携する業務プロセスや受検の仕組みが必要



実施者・相談先の確保

ストレスチェック判定の実施者となる医師と専門知識がある相談先が必要

ストレスチェック法令化に伴う課題は OMSS+ストレスチェックサービスで全て解決できます！

「OMSS+ ストレスチェックサービス」は、企業のストレスチェックの義務化に対応したコンテンツを提供します。
ストレスチェックの理解から集団分析まで、業務負担を軽減すると同時に安心して運用できるオールインワンサービスです。



本サービスに附属する「ストレスチェック導入ガイドブック」に沿って進めるだけで、社内体制構築とストレスチェックの実施を実現！

Step 1 理解

ガイドブックを利用して、制度導入に必要な知識・業務内容・対応方法が分かります。ご自分の好きなときにご自分のペースで学習できます。

各業務を3ステップで進めるだけで
必要な業務プロセスを
完全にマスターできます。

Step 2 実践

テンプレートやシステムを利用して、実際の手続きや動作確認を行えるため、すぐに開始できるスキルと環境が整います。

① 法制度の理解 ▶ ② 実施体制整備 ▶ ③ 実施・診断 ▶ ④ 面接指導 ▶ ⑤ 集団分析

Step 2 実践

Step 3 解決

Step 3 解決

作成書面やシステム設定に不安があるときには、サポートスタッフが添削・アドバイスをします。どんな疑問でも気軽に相談でき、安心して稼働を迎えることができます。



規定テンプレート

ストレスチェックの業務に関する手続きや書面作成のためのテンプレートを提供します。



IT受検

ガイドに沿って設定・操作を行うことで、すぐにストレスチェック受検が可能です。

相談窓口



運用支援やアドバイスなど、ストレスチェックに関する専門的なご相談に対応。(株式会社メディカルトラスト)

ストレスチェックを支える2つの安心



ストレスチェックを行う IT受検の仕組みをご提供

法令化に対応した信頼性の高いストレスチェックをクラウドサービスでご提供。Web上で受検が可能です。
(東京大学川上教授監修 サービス提供元:タック株式会社)



ストレス判定を行う実施者となる 医師のサポート

メンタルヘル스에精通した医師がストレスチェックの判定、集団分析結果へのアドバイスをします。
(株式会社メディカルトラスト)

企業が安心して運用できるオールインワンのストレスチェックサービスです。

サービス予定価格

年間利用料 **110,000円**～ ※社員数100名未満の場合
(税抜価格)

2015年8月サービス開始予定

お客様無料
ご相談窓口



0120-121-250

9:30~12:00 / 13:00~17:00 (土曜・日曜・祝日・当社休業日を除く)



先導技術で未来を創る 株式会社 **オービックビジネスコンサルタント**

URL <http://www.obc.co.jp>

(東京) 〒163-6032	東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー	TEL.03(3342)1880(代)	FAX.03(3342)1874
(札幌) 〒060-0003	札幌市中央区北三条西4-1-1 日本生命札幌ビル6F	TEL.011(221)8850(代)	FAX.011(221)7310
(仙台) 〒980-0014	仙台市青葉区本町2-2-3 鹿島広業ビル7F	TEL.022(215)7550(代)	FAX.022(215)7558
(関東) 〒330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル7F	TEL.048(657)3426(代)	FAX.048(645)2424
(横浜) 〒220-0004	横浜西区北幸1-11-15 横浜STビル7F	TEL.045(322)0922(代)	FAX.045(322)3648
(静岡) 〒420-0857	静岡市葵区御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル5F	TEL.054(254)5966(代)	FAX.054(254)5933
(金沢) 〒920-0853	金沢市本町1-5-2 リファール5F	TEL.076(265)5411(代)	FAX.076(265)7068
(名古屋) 〒460-0003	名古屋市中区錦1-16-7 NORE伏見ビル7F	TEL.052(204)3350(代)	FAX.052(204)3354
(大阪) 〒530-0018	大阪市北区小松原町2-4 大坂富国生命ビル23F	TEL.06(6367)1101(代)	FAX.06(6367)1102
(広島) 〒730-0032	広島市中区立町2-27 NBF広島立町ビル4F	TEL.082(544)2430(代)	FAX.082(541)2431
(福岡) 〒812-0039	福岡市博多区冷泉町2-1 博多祇園M-SQUARE 9F	TEL.092(263)6091(代)	FAX.092(263)6099

※記載された内容および製品の仕様は改良のため、予告なく変更することがあります。

販売代理店



心にグッとくる、愛あるスキルとサポートを

System Media
Computer System with MultiMedia

〒891-0131 鹿児島県鹿児島市谷山港1-3-48
TEL : 099-284-2016 FAX : 099-284-2017
URL : <http://www.sys-media.co.jp>
MAIL : info@sys-media.co.jp